

第9期

豊見城市高齢者 保健福祉計画

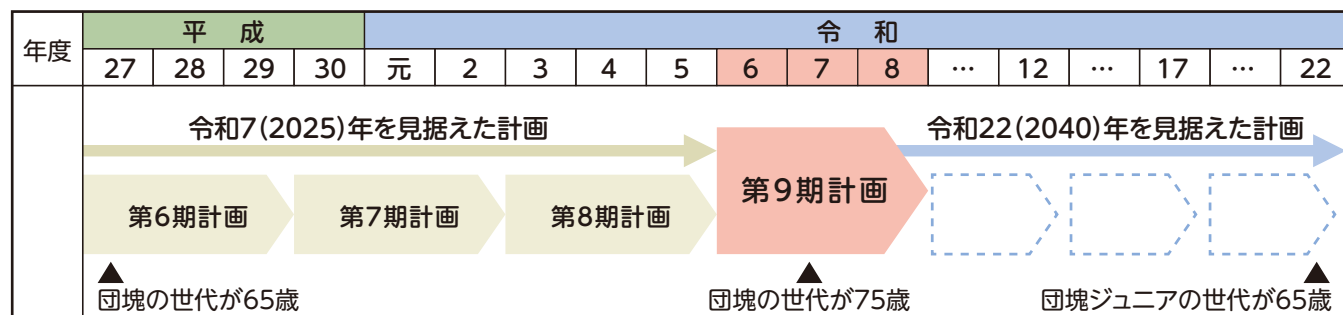
(令和6年度～令和8年度)



令和6年3月
豊見城市

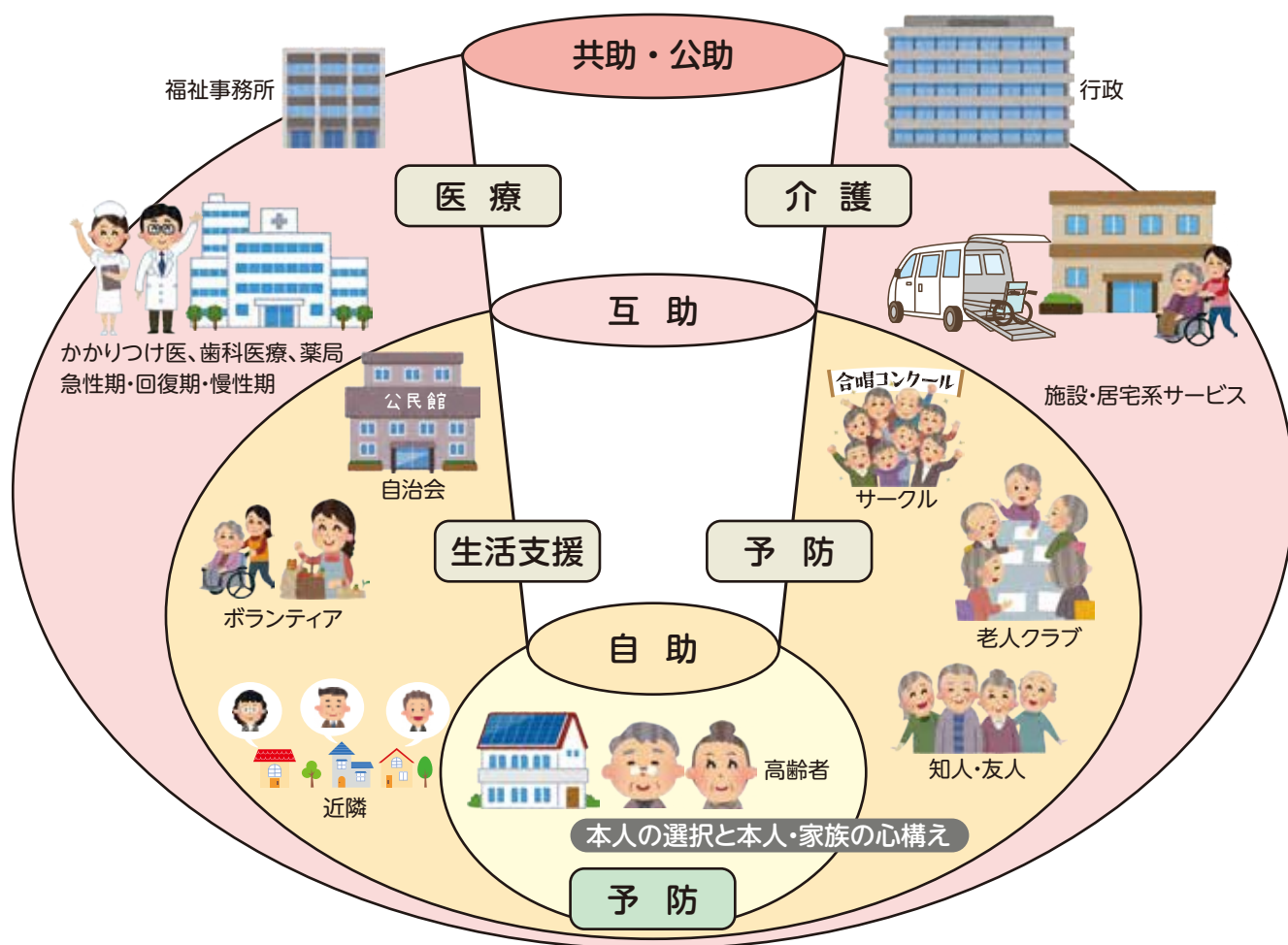
■ 計画策定の趣旨

「第9期豊見城市高齢者保健福祉計画」は、団塊の世代が75歳以上の後期高齢者となる令和7(2025)年や、現役世代が急減する令和22(2040)年を見据え、高齢者一人ひとりが、地域のなかで役割と生きがいを持ち、こころ豊かに生活することを市民、行政、事業者等が支え合えるまちをめざすために策定しています。計画は3年ごとに見直しており、様々な課題に対応するべく、計画的・効果的に高齢者を支援するために、計画をつくっています。



■ 地域包括ケアシステム

豊見城市では、高齢者が、住み慣れた地域での生活を継続するために、国では、医療、介護、住まい、生活支援・介護予防が一体的に提供される「地域包括ケアシステム」を示し、第9期計画の中間年に当たる2025年(令和7年)に向けて、本システムの構築を進めているところです。



■ 計画の基本理念・基本目標

高齢期にあっても、だれもが地域のなかで安心して暮らし、自分の生き方を自分で決めることができる社会、また、認知症や介護が必要となっても個人として尊重されながら、その人らしく生きることができる社会を実現するためには、地域の支えあいが必要であると考えられ、本計画においても現行計画の基本理念を継承し、下記のとおりとします。

基本理念

とみぐすく
こころ豊かに 支え合うまち 豊見城

基本目標 1 自立生活を支え合う地域づくりの推進

地域包括ケアの推進役である地域包括支援センターの機能強化や地域の見守り、地域活動の担い手育成など、地域でお互いを支えあうしくみの充実を図ります。

南部在宅医療介護支援センターと連携し、医療と介護の専門職による早期対応早期治療の体制に取り組むほか、支え合いと助け合いの地域づくりをすすめ、本人が尊厳と社会的役割を持ちながら、いつまでも住み慣れた地域で安心して住み続けられる地域の実現を目指します。

認知症や障がいなどにより判断能力が不十分になっても、可能な限り住み慣れた地域でその人らしく暮らし続けることができるよう権利擁護や認知症施策を推進します。

基本目標 2 豊かな生活に向けた生きがいづくりの推進

高齢者が地域でいきいきと暮らしていくためには、高齢者自身が主体的に社会参加でき、自己実現できる地域社会づくりを推進することが必要であることから、高齢者が健康で生きがいのある生活を送ることが出来るように、老人クラブやシルバー人材センターの活動を支援します。

また、世代間交流などの交流活動を支援し、高齢者自身が主体的に社会参加でき、自己実現できる社会づくりを推進します。

基本目標 3 健康づくりと介護予防の推進

高齢者が要介護状態又は要支援状態となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化を防止するため、住民や事業者など地域全体への介護予防・自立支援に関する普及啓発、介護予防の通いの場の更なる拡大、健診事業との連携など健康づくりと介護予防に取り組みます。

計画の基本目標と施策内容

基本理念

とみぐすく
豊見城

こころ豊かに 支え合うまち

基本目標

基本施策

基本目標 1

自立生活を支え合う
地域づくりの推進

1-1 地域包括ケアシステムの深化

- ①地域包括支援センターの機能強化
- ②生活支援体制整備事業の充実
- ③認知症施策の推進
- ④見守り・支え合いの充実
- ⑤在宅医療及び介護連携の推進
- ⑥看取り・ターミナルケアの環境整備

1-2 在宅福祉サービスの充実

- ①緊急通報システム事業
- ②介護用品支給事業
- ③老人日常生活用具給付
- ④高齢者祝金支給事業
- ⑤家族介護教室事業等
- ⑥加齢性難聴者補聴器購入費助成事業

1-3 ひとにやさしいまちづくりの推進

- ①高齢者の移動支援の充実
- ②高齢者に配慮した住環境の充実
- ③防犯・防災対策の充実

基本目標 2

豊かな生活に向けた
生きがいづくりの推進

2-1 地域及び世代間交流の推進

- ①気軽な居場所づくりの推進
- ②世代間交流機会の充実

2-2 生きがい活動の支援

- ①生きがい活動への支援
- ②老人クラブ活動の支援
- ③敬老月間啓発事業
- ④豊見城市豊寿大学の開講
- ⑤地域活動におけるリーダーの掘り起こし

2-3 就労環境の整備

- ①シルバー人材センターの有効活用
- ②職業相談の充実

基本目標 3

健康づくりと
介護予防の推進

3-1 高齢者の健康づくり支援

- ①健康教育の充実
- ②健診並びに保健指導の充実
- ③がん検診の充実
- ④感染症予防の充実
- ⑤疾病等の重症化予防

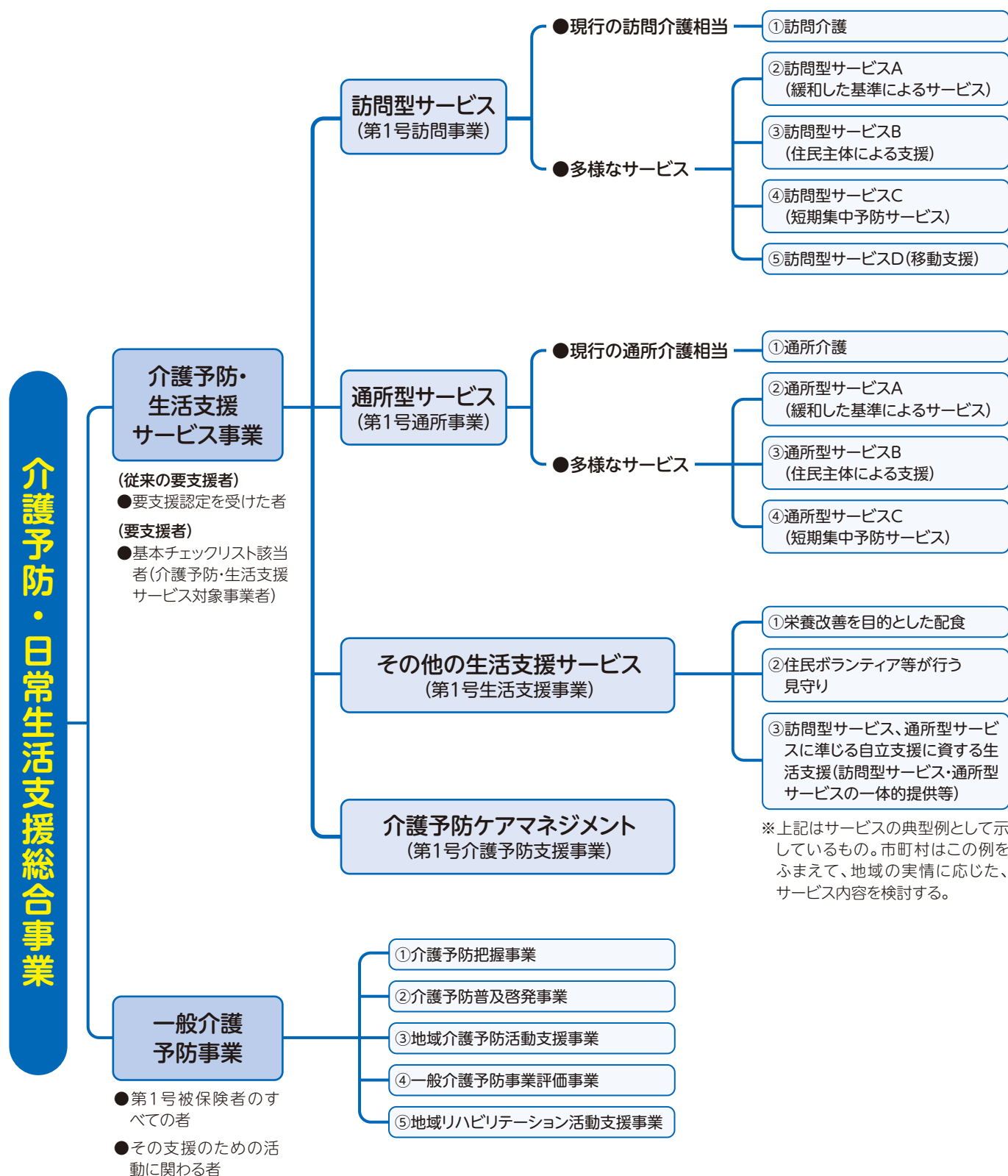
3-2 介護予防・日常生活支援総合事業

- ①介護予防・生活支援サービス事業
- ②一般介護予防事業
- ③介護予防・日常生活支援総合事業の評価

■ 介護予防・日常生活支援総合事業について

介護予防・日常生活支援総合事業は「介護予防・生活支援サービス事業」と「一般介護予防事業」の2つに分類されています。

介護予防・日常生活支援総合事業体系図



■ 介護予防・日常生活支援総合事業の本市の取り組み

① 介護予防・生活支援サービス事業

a. 訪問介護（担当課：障がい長寿課）

介護保険広域連合が指定した事業所により、入浴、排せつ等の身体介護を中心とした日常生活の支援として、介護福祉士やホームヘルパーなどの介護専門職が訪問し、サービスを行います。



b. 訪問家事援助事業（訪問型 A）（担当課：障がい長寿課）

要支援者への日常生活上の支援と高齢者の就業機会の創出のため、利用者宅に豊見城市シルバー人材センターより支援員を派遣し、掃除や洗濯、買い物等の生活支援を行います。また、シルバー人材センターの会員確保に努め、ニーズに対応できるように図ります。



c. 移動支援の検討（担当課：障がい長寿課、都市計画課）

地域ミニデいの活動並びに高齢者の社会参加や日常生活を支援するため、都市計画課交通政策班等と連携し検討を行っていきます。



d. 通所介護（担当課：障がい長寿課）

介護保険広域連合が指定した事業所等に通り、食事、入浴等の支援や生活機能の向上を図るための機能訓練等の支援を行います。

e. 筋力向上トレーニング教室（短期集中予防サービス事業（通所型 C））（担当課：障がい長寿課）

高齢者の特性に応じた個別プログラムを作成し、入院等により一時的に落ちた筋力や ADL（日常生活動作）の回復を図り、元の在宅生活に戻れるようリハビリ専門職によるトレーニングを実施します。

また、参加促進を図るため、本サービスの周知広報に努めるとともに、サービスの効果やサービス後の事後フォローも含めて体制づくりを検討します。

d. 「食」の自立支援事業（担当課：障がい長寿課）

ひとり暮らし高齢者等で調理することが困難な方へ食事を配達し、栄養改善・安否確認を行い、在宅生活を支援します。利用対象者の条件見直しを検討するなど、必要な方が本事業を利用できるように、利用拡大に向けて調整を行います。



② 一般介護予防事業

介護予防に関する活動について、高齢者自身が考え、主体的に活動する地域づくりに向け、介護予防活動に関する普及啓発を行います。

a. 介護予防把握事業（担当課：障がい長寿課、包括支援センター）

地域の実情に応じ、収集した情報等を効果的かつ効率的に活用して、支援を要する方を早期に把握し、住民主体の介護予防活動及び介護予防・日常生活支援総合事業へつなげます。

調査対象を独居で介護保険非認定の 75 歳以上の後期高齢者を中心に行い、支援を必要とする者の早期発見に努めます。



b. 介護予防普及啓発事業〔担当課：障がい長寿課、包括支援センター〕

介護予防活動に関する知識の普及啓発を行うことを目的に事業を展開していきます。広報紙及びホームページのほか、SNS 等も含めたあらゆる手段を活用して周知を行います。また、自宅でできる運動等も紹介したり、外出機会を持つことが体力低下や認知機能低下予防にもつながることなども発信し、身近で気軽な取組から始める健康づくりや介護予防についても周知を行っていきます。



c. 健康教育事業〔担当課：障がい長寿課〕

地域ミニデイサービス等、高齢者が集まる機会を通じて、専門職による講話など介護予防に関する知識の普及啓発に取り組みます。

参加者への保健指導等個別支援に努めるほか、ミニデイサービスに通って来られなくなった方についても情報把握に努め、身体機能低下を防ぐアプローチができるよう図ります。



d. 地域介護予防活動支援事業〔担当課：障がい長寿課〕

介護予防活動団体が行う事業に対して補助金の交付を行い、団体の育成・支援に努めます。また、事業の周知広報の方法について、

e. 介護予防運動教室〔担当課：障がい長寿課〕

自宅でも実施できる介護予防体操を指導し、運動機能の向上、運動習慣の定着化を支援します。

f. 水中運動教室〔担当課：障がい長寿課〕

運動機能の維持、運動習慣の定着化を目指し、身体に負担が少ないプールでの運動やストレッチ、流水マシンを利用したトレーニングを支援します。

新規参加者の獲得のため、内容や事業周知方法を検討しながら事業を実施します。



g. 脳がんにじゅう教室〔担当課：障がい長寿課〕

認知症予防及び閉じこもり予防を目的とした、パソコンの基本的操作の指導教室を実施します。介護予防が必要な方を掘り起こし、本事業につなげるとともに、事業参加者同士が交流できるようなプログラムの展開、仲間づくり・サークル化について支援します。



h. 健康自炊教室〔担当課：障がい長寿課〕

高齢者に対し、講師のもと調理実習を通し、栄養について学ぶ機会を提供します。介護予防が必要な方を掘り起こし、本事業につなげるとともに、事業参加者同士が交流できるようなプログラムの展開、仲間づくり・サークル化について支援します。



i. 転倒骨折予防教室〔担当課：障がい長寿課〕

各自治会等で転倒骨折予防教室を開催し、運動機能の維持向上及び転倒骨折の防止に努めます。介護予防が必要な方を掘り起こし、本事業につなげます。

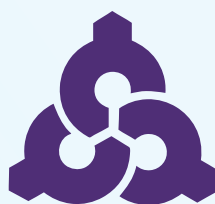
j. マシントレーニング教室〔担当課：障がい長寿課〕

介護予防を目的としたトレーニングマシンを使用した運動と自宅でできるストレッチ、自重トレーニング運動と認知機能低下予防のための脳トレも取り入れており、教室終了後も運動習慣の形成及び維持できるよう支援します。



k. 住民主体の通いの場導入・支援事業〔担当課：障がい長寿課〕

高齢化が進展する中で市主導の教室だけではなく、住民自身が主体となって活動する通いの場を増やすため、住民主体の通いの場において、介護予防に効果のある運動を取り入れる際の導入支援と定期的なフォローを専門職が行い、通いの場の活動が継続した運営となるよう支援します。



問 い 合 わ せ

豊見城市役所 福祉健康部 障がい長寿課

住所：〒901-0292 沖縄県豊見城市宜保一丁目 1 番地 1

電話：098-856-4292
